

村山市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 期日 令和7年1月16日（木）午後4時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（16名）

1 番	石川 賢也	10 番	板垣 厚志
2 番	結城 正志	11 番	海老名正度
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
4 番	佐藤 善洋	—	—
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
—	—	17 番	笹原 泉
9 番	太田 一男	18 番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（2名）

8 番	原田 浩明	13 番	高谷 太
-----	-------	------	------

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（4名）

楯 岡	—	大 倉	鈴木 雄一
西 郷	矢萩 政則	大久保	芦野 貴之
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	黒沼 敏弥

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第4号 村山市農用地利用集積計画について

議第5号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明について

5. 報 告

報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第2号 非農地証明願について

報第3号 農地所有適格法人の要件確認について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後 4 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

新年あけましておめでとうございます。

雪も少なく過ごしやすい新年を迎えることができました。昨年は災害などいろいろなことがありましたが、今年は皆さんにとって良い 1 年になるように祈念したいと思います。

1 月 14 日から、地域計画案説明会が楯岡地域を皮切りに始まりました、1 月 24 日の大高根地域まで市内一円で開催されます。いよいよ大詰めになってきた。3 月の計画策定までよろしくご協力願いたいと思います。あわせて、最適化推進活動など農業委員としての活動もよろしく。

本日は、農地利用最適化推進委員のみなさんもお出席いただいております。

それでは、第 1 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

1 番 石川 賢也 委員、2 番 結城 正志 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 番から 9 番までの 9 件で、所有権の移転が 4 件、賃貸借権の設定が 5 件となります。地目、面積は、田が 17,525 m²、畑が 5,308 m²の合計 22,833 m²となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 1 番から 9 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(1 月 7 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第1号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は、1番の1件で、地目、面積は、田が2,185㎡になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、譲受人が「駐車場(10台分)、雪置場」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人は、楯岡鶴ヶ町にある機械部品製造業の会社で、既存駐車場が社屋正面にあり資材搬入の支障となっていたため、駐車場の移設を行います。あわせて、冬期間、不足する雪置場の設置も行います。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」に該当しております。住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当しており、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件については、1月7日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第2号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、1月7日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第3号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第4号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 1 番から 129 号までの 129 件で、
申請内容は、所有権移転が 3 件、利用権設定の新規分が 122 件、再設定分が 4 件となります。
議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、1 番から 129 番までの所有権移転、利用権設定の新規について、農用地利用
集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について
詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数
など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 7 件あります。

まずは、委員案件 2 番、95 番、96 番、97 番、112 番、118 番、119 番を除いた、1 番、3 番か
ら 94 番、98 番から 111 番、113 番から 117 番、120 番から 129 番までの 122 件について審議に
入らせて頂きます。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた 122 件について、原案のとおり可決
決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 4 号の委員案件を除いた 122 件について、原案の通り可決決定されました。続きま
して、2 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2 番について、原案のとおり可決決定したいと思います
すが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第4号の、2番について原案の通り可決決定されました。

13番委員はご着席ください。

(13番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、95番の委員案件1件について審議に入ります。

12番委員はご退席願います。

(12番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、95番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第4号の、95番について原案の通り可決決定されました。

12番委員はご着席ください。

(12番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、96番の委員案件1件について審議に入ります。

6番委員はご退席願います。

(6番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、96 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 4 号の、96 番について原案の通り可決決定されました。

6 番委員はご着席ください。

(6 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、97 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

11 番委員はご退席願います。

(11 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、97 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 4 号の、97 番について原案の通り可決決定されました。

11 番委員はご着席ください。

(11 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、112 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

9 番委員はご退席願います。

(9 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、112 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 4 号の、112 番について原案の通り可決決定されました。

9 番委員はご着席ください。

(9 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、118 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしくお願いいたします。それでは、委員案件の 118 番について審議に入ります。

青柳会長、4 番委員はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、118 番について原案のとおり可決決定したいと思います
すが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 4 号の 118 番について、原案の通り可決決定されました。

青柳会長、4 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

続きまして、119 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

10 番委員はご退席願います。

(10 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、119 番について、原案のとおり可決決定したいと思います
ますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 4 号の、119 番について原案の通り可決決定されました。

10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 4 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 5 号「贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明は、贈与を受けた者が納税猶予の継続届出書を 3 年ごとに所管税務署へ提出する際に添付を求められる証明書となります。今年の審査対象者は、継続の猶予者が 2 名、本年の一括贈与者はありません。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局(猪藤係長)

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する適格者証明は、納税猶予の継続者が受贈後に引き継がれた農用地等を継続して経営しているかどうかの審査になります。また、新規の受贈者は、認定農業者等の担い手であることなどが要件になっています。

認定農業者の認定審査が 3 月までになっていますので、新規受贈者が認定農業者になる可能性があるため、予め要件に合致するか審査を行う旨、説明した。

議長(青柳 篤)

各地域の農業委員に、一覧に記載の継続受贈者の経営状況を確認するものです。

継続受贈者は、戸沢地域において、要件にある経営を行っているかどうかの確認をお願いします。

4 番委員

戸沢地域の継続の方は、継続的にしっかりと農業を経営していることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、戸沢地域から報告があったとおり、意見するように可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 5 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第1号から報第3号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第2号「非農地証明願について」、報第3号「農地所有適格法人の確認について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号1番から44番までの44件です。田が182,432㎡となります。解約理由は、貸人の都合によるもの34件、借人の都合によるもの10件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、1番、2番の2件で、台帳地目で田886㎡、畑2,381㎡です。申請内容は、20年以上前から耕作不便などにより農地として利用されず農地性が失われたものです。1月7日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

このたび、初めての試みですが、農地所有適格法人の確認について報告させていただくものです。これまでは、農地所有適格法人が農地を取得する際に農地法第3条の要件と併せて法人の要件も確認しておりましたが、あらかじめ法人の届け出がある場合は円滑な議事進行のため、また、法人が必ずしも農地取得するとは限らず中間管理事業による貸借を行う場合もあることから、法人要件の確認を先に行い総会に報告するものです。

以上、報第1号から報第3号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第1号から議案第5号までの5件、報告の報第1号から報第3号までの3件について、終了します。

終了 午後4時40分